

水生生物の保全に係る追加項目の環境基準

水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	項目の基準値	
			ノニルフェノール（注1）	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（注2）
河川及び湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
	生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
	生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
	生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
海域	生物A	水生生物の生息する水域	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
	生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

施行期日

注1）平成24年8月22日

注2）平成25年3月27日

環境基本法に基づく水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち公共用水域において、水生生物の保全に係る水質環境基準の項目に、ノニルフェノールと直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）が追加されました。

当センターでも検査を受託しております。

試料の採取方法及び試料量等の内容については、お問い合わせください。

水質環境部環境課 093-881-8282